

議案第 5 5 号

瑞穂町町道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 9 月 4 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和 3 5 年総理府・建設省令第 3 号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町町道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町町道における道路標識の寸法に関する条例(平成 2 5 年条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

別表案内標識中「(1 1 8 の 3 - A)」を「(1 1 8 の 4 - A)」に、「(1 1 8 の 3 - B)」を「(1 1 8 の 4 - B)」に、「(1 1 8 の 4 - A)」を「(1 1 8 の 5 - A)」に、「(1 1 8 の 4 - B)」を「(1 1 8 の 5 - B)」に改め、同表備考 1 及び 2 中「(1 1 8 の 4 - A ・ B)」を「(1 1 8 の 5 - A ・ B)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町町道における道路標識の寸法に関する条例 新旧対照表

新	旧																																				
<p>第1条から第3条 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>案内標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4—A)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4—B)</u></td> <td style="text-align: center;">高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5—A)</u></td> <td style="text-align: center;">高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5—B)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>警戒標識 略</p> <p>補助標識 略</p> <p>備考</p> <p>1 本標識板の寸法</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路<u>(118の5—A・B)</u>」及び「まわり道」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあつては、図示の寸法((2)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等</p>	略	略	総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4—A)</u>	(図) 略	(図) 略	(図) 略	総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4—B)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5—A)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5—B)</u>	(図) 略	(図) 略	(図) 略	略			(図) 略			<p>第1条から第3条 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>案内標識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3—A)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3—B)</u></td> <td style="text-align: center;">高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4—A)</u></td> <td style="text-align: center;">高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4—B)</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(図) 略</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>警戒標識 略</p> <p>補助標識 略</p> <p>備考</p> <p>1 本標識板の寸法</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路<u>(118の4—A・B)</u>」及び「まわり道」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により必要がある場合にあつては、図示の寸法((2)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 案内標識及び警戒標識の文字等の大きさ等</p>	略	略	総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3—A)</u>	(図) 略	(図) 略	(図) 略	総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3—B)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4—A)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4—B)</u>	(図) 略	(図) 略	(図) 略	略			(図) 略		
略	略	総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4—A)</u>																																			
(図) 略	(図) 略	(図) 略																																			
総重量限度緩和指定道路 <u>(118の4—B)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5—A)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の5—B)</u>																																			
(図) 略	(図) 略	(図) 略																																			
略																																					
(図) 略																																					
略	略	総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3—A)</u>																																			
(図) 略	(図) 略	(図) 略																																			
総重量限度緩和指定道路 <u>(118の3—B)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4—A)</u>	高さ限度緩和指定道路 <u>(118の4—B)</u>																																			
(図) 略	(図) 略	(図) 略																																			
略																																					
(図) 略																																					

(1) 略

(2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「待避所」、「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の5—A・B)」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1又は3分の2の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

略

(3) 略

(4) 略

ア 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路(118の5—A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 略

3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(1) 略

(2) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「待避所」、「駐車場」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路(118の4—A・B)」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1又は3分の2の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

略

(3) 略

(4) 略

ア 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道」を表示するものについては9ミリメートル、「総重量限度緩和指定道路」及び「高さ限度緩和指定道路(118の4—A・B)」を表示するものについては16ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

イ 略

3 略